

養豚農業振興法案に対する附帯決議

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢（PED）の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉の結果によっては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

二 国内における豚流行性下痢（PED）の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見直しも含め、必要な対策を講ずること。

三 TPP協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成二十五年四月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。